

バリアフリー補助の整備基準解説

2022.6.10

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業



はじめに 補助率は対象経費合計額の3/4 補助上限は150万円

補助金対象の概要

【対象者】

- ・市税の未納がないこと
- ・風営法第2条各号に規定する営業（キャバクラ等）ではないもの
- ・改修する建物用途の事業を1年以上、同じ場所で営業していて、必要な許認可を取得していること
- ・当補助事業の補助金の交付を受けていないもの
- ・暴力団関係事業者でないこと。会社が民事再生法や会社更生法や破産法等の申立・手続き中ではなく、事業の継続性が不確実でないこと
- ・建築士による窓口相談を受けること

【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用する建築物（業種が、病院又は診療所、物販店舗、飲食店、サービス業店舗）
ただし、複数の業種にまたがる場合はすべてが対象業種であること
- ・上記業種部分の床面積が2,000㎡未満であり、かつバリアフリー改修を行うもの

【申請要件】

- ・改修を行うそれぞれの整備項目について、「**遵守**」と記載のある整備基準はすべて満たすこと

【対象整備】 ※下記のいずれか

- ・次ページ以降の「整備基準」を満たすこと
- ・札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおける、2,000㎡以上を対象とする整備基準を満たすもの
- ・札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおける、望ましい整備を満たすもの
- ・国交省建築設計標準における、望ましい整備内容等や留意点として定められているもので、「整備基準」を上回るもの
- ・上記のほか、市長が必要と判断するもの

【対象経費】

- ・改修工事費（バリアフリー化に関するもの）
- ・設計及び工事監理委託経費
- ・その他必要と認める経費

窓口相談の前に準備するもの

- ①応募の動機と改修の目的
- ②改修前の状況がわかる資料（写真や図面）
- ③改修の計画がわかる資料（スケッチや図面）

※最上部の朱書きは別資料の掲載ページを示す

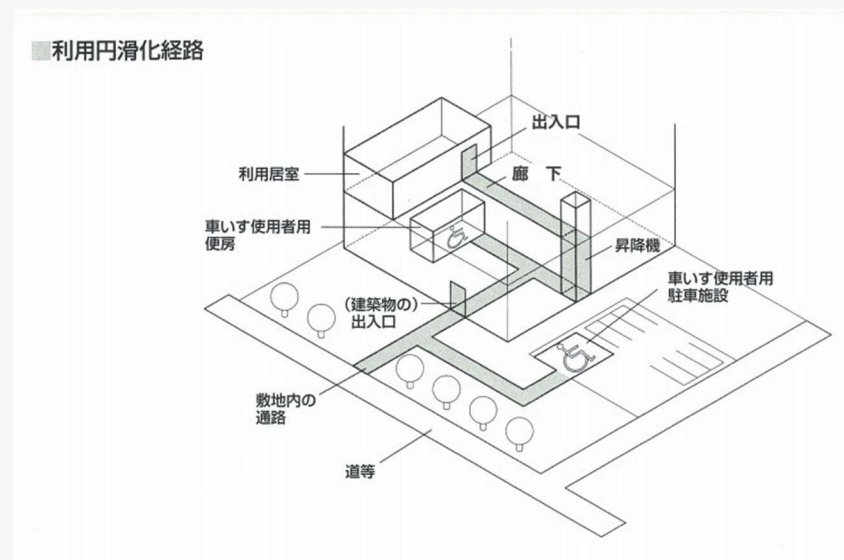
- ①要綱（札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 補助金交付要綱）
- ②札マニユ（札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル）
- ③国交標準（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した 建築設計標準）

利用円滑化経路

(1) 利用居室から、道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上

整備基準

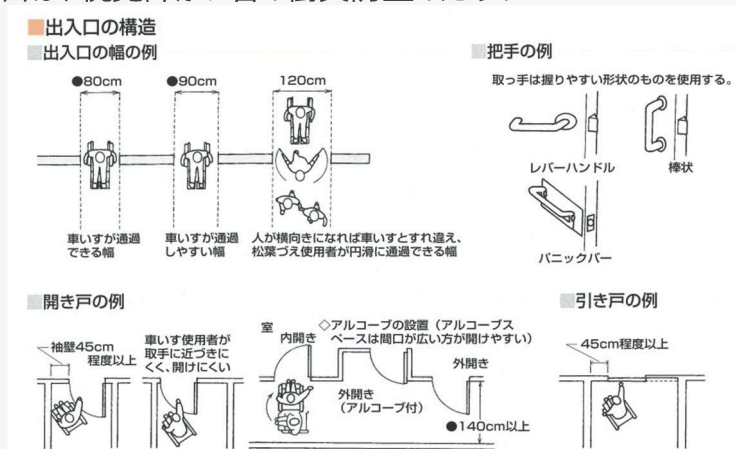
- 1 階段又は段を設けない
(設ける場合は傾斜路又はエレベーターを併設)



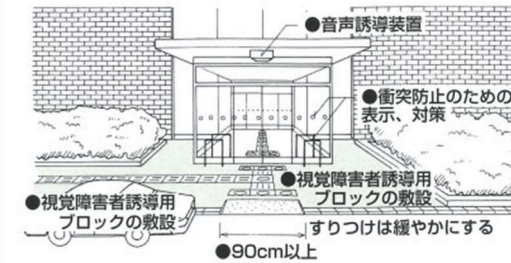
1. 出入口 (1) 利用円滑化経路上にある出入口

整備基準

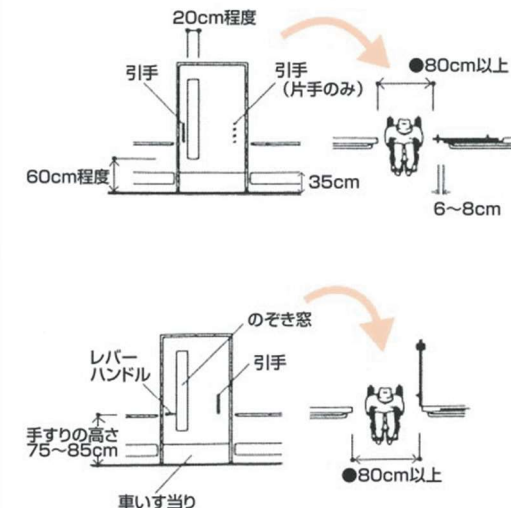
- 遵守 1** 外部出入口幅90cm以上 【小規模基準は幅80cm以上】
内部出入口幅80cm以上 ※小規模基準については、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する
- 2** 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸
- 遵守 3** 戸の前後に、段など高低差がない（水平）
※外部出入口は段差2cm未満までは可とする
- 4** 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用
全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる



■外部出入口の整備例



■内部出入口の整備例



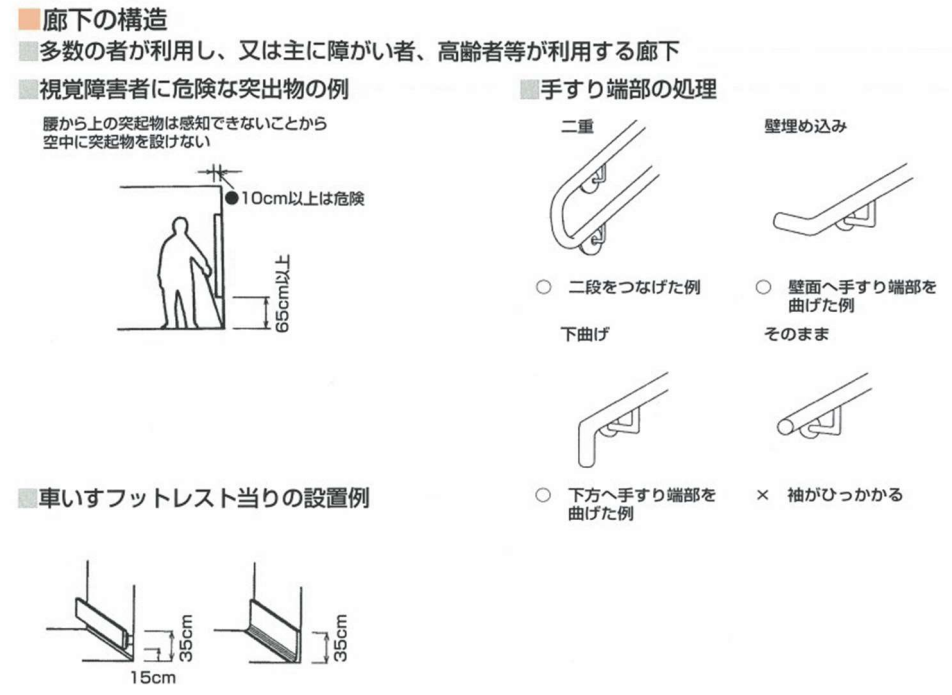
【望ましい整備】 外部出入口には屋根やひさしをかける／ 玄関ホールには車いすを常設する／ 上履きに履き替える場合はベンチ等を設ける／ 外部出入口の幅は120cm以上、それ以外の出入口は90cm以上とする／ 取っ手は使用しやすく握りやすい形状とし高さは90cm以上程度とする／ ガラス戸の場合、床上35cm程度までは車いすあたりとする

2. 廊下等

整備基準

- 1 滑りにくい仕上げ
- 2 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置
- 3 必要に応じ手すりを設置
※手すりは端部が突出しない構造。必要に応じ点字表示
- 4 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障がい者誘導用ブロック（自動車車庫、駐車場を除く）
※こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16\text{cm}$ でこう配 $\leq 1/12$ の傾斜除く

【望ましい整備】 休憩用設備を設ける

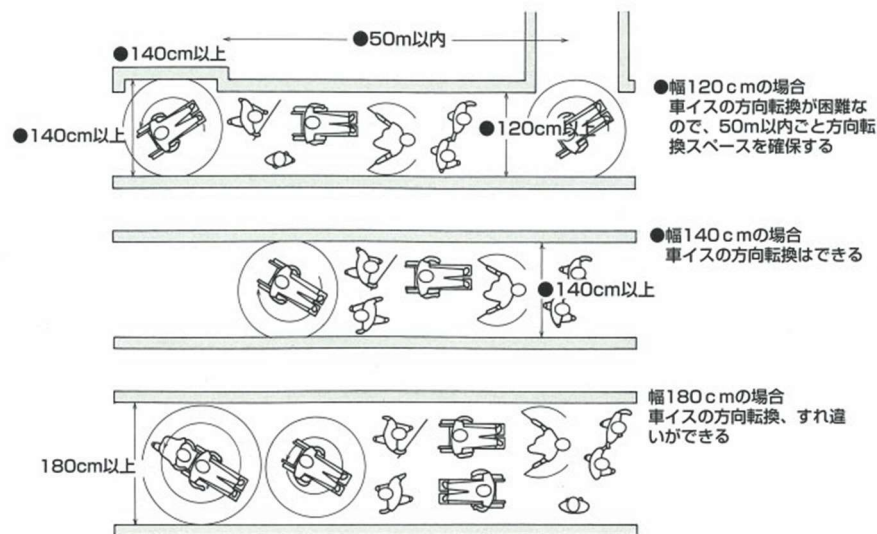


2. 廊下等 (1) 利用円滑化経路を構成する廊下等

整備基準

- 遵守 1** 幅140cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車いす転回スペースを設ける場合は幅120cm以上
 【小規模基準（500㎡未満）は幅90cm以上】
 【小規模基準（500㎡以上）は幅120cm以上】
 ※小規模基準については、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する
- 2** 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸
- 遵守 3** 戸の前後に高低差がない（水平）

■利用円滑化経路上の廊下



【望ましい整備】 幅180cm以上とする

2. 廊下等

(2) 廊下に案内設備を設ける場合、外部出入口から案内設備までの経路の1以上（7.敷地内の通路(3)と一体整備するもののうち、廊下部分の構造）

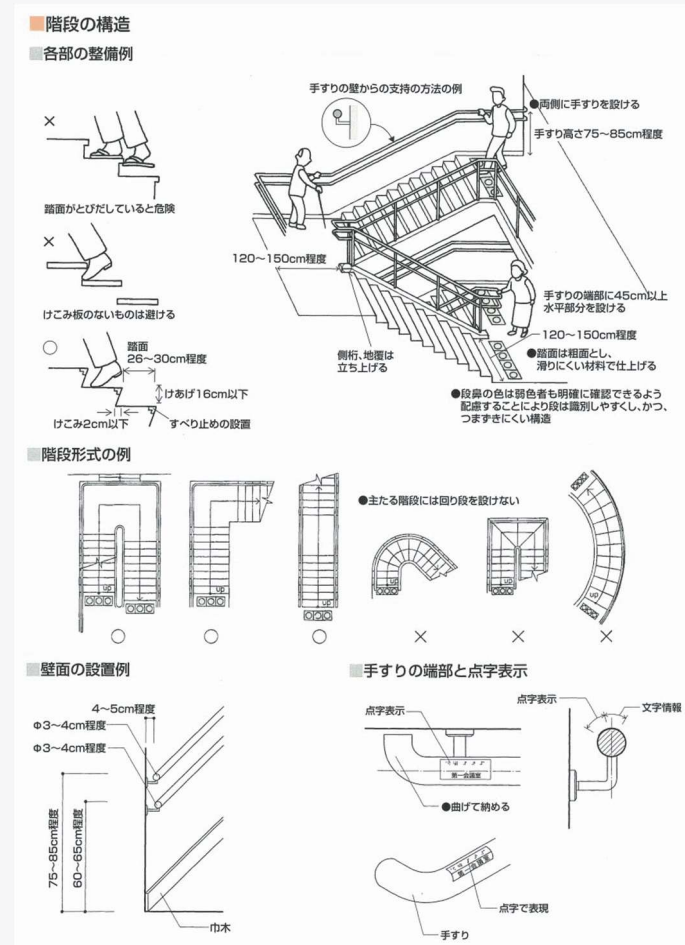
整備基準

- 1 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。
 - ※直進の風除室内
 - ※自動車車庫、駐車場の場合
 - ※管理人が常駐し、人的対応が可能な場合

3. 階段 その踊場含む

整備基準

- 1 段がある部分の両側に手すりを設置
(踊場には必要に応じて設置)
※手すりは端部が突出しない構造。必要に応じ点字表示
- 2 滑りにくい仕上げ
- 3 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造
- 4 主たる階段は回り段としない
- 5 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり
- 6 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅
- 7 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導ブロックを敷設（段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く）
※自動車車庫・駐車場を除く

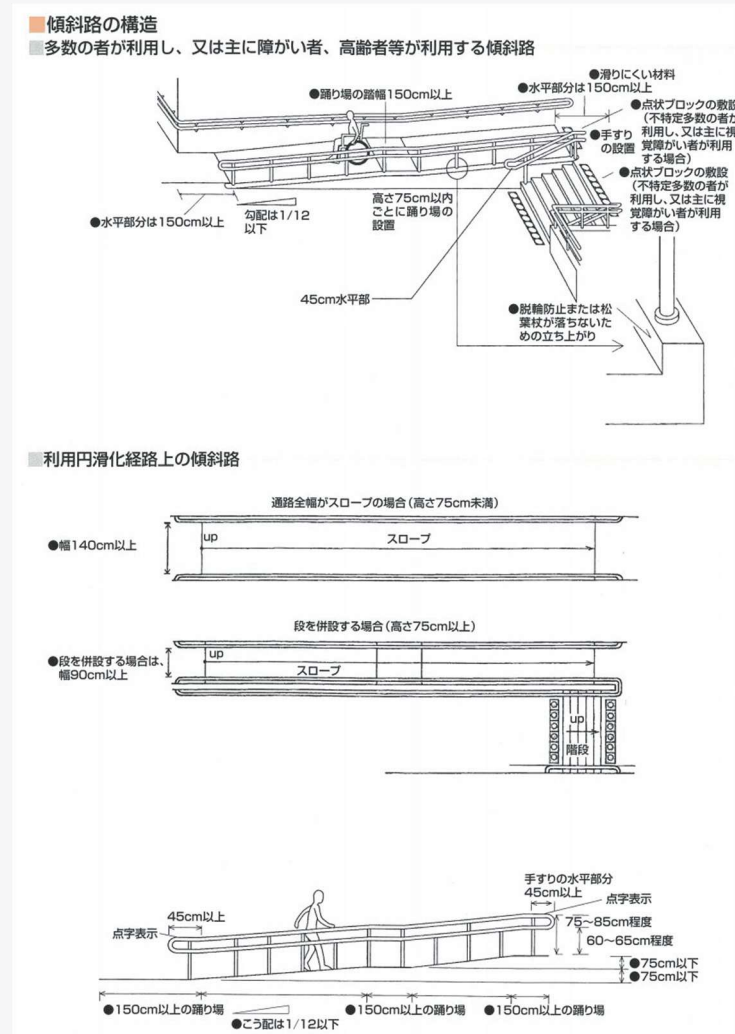


【望ましい整備】 手すりは段と踊場に連続して設置する／ 外形4cm程度の握りやすいもの／ 壁とのすきまは5cm程度／ 点字により現在位置を表示／ 端部、踊場などの水平部は30～45cm以上手すりを延長する／ 手すりの取り付け高さは75～85cm程度とし子どもの利用を考慮して60～65cm程度のものを併用／ 踏面26～30cm程度、けあげ16cm以下、けこみ2cm以下／ 幅は松葉杖使用を配慮し最低120cm／ 照明は安全な昇降に配慮しできるだけ足元まで明るくする

4. 傾斜路 階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む

整備基準

- 1 傾斜（こう配 $> 1/12$ 、又は高さ $> 16\text{cm}$ ）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置
※手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示
- 2 滑りにくい仕上げ
- 3 傾斜の前後の水平部分（廊下、踊場等）と識別しやすい色
- 4 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分
- 5 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり
- 6 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設（傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く）
※こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16\text{cm}$ でこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く



【望ましい整備】 手すりは傾斜部分と踊場に連続して設置する／ その他、手すりの望ましい整備は、「3.階段」を参照

4. 傾斜路 (1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路

整備基準

1 幅140cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下に接続するものは120cm以上、段併設の場合90cm以上

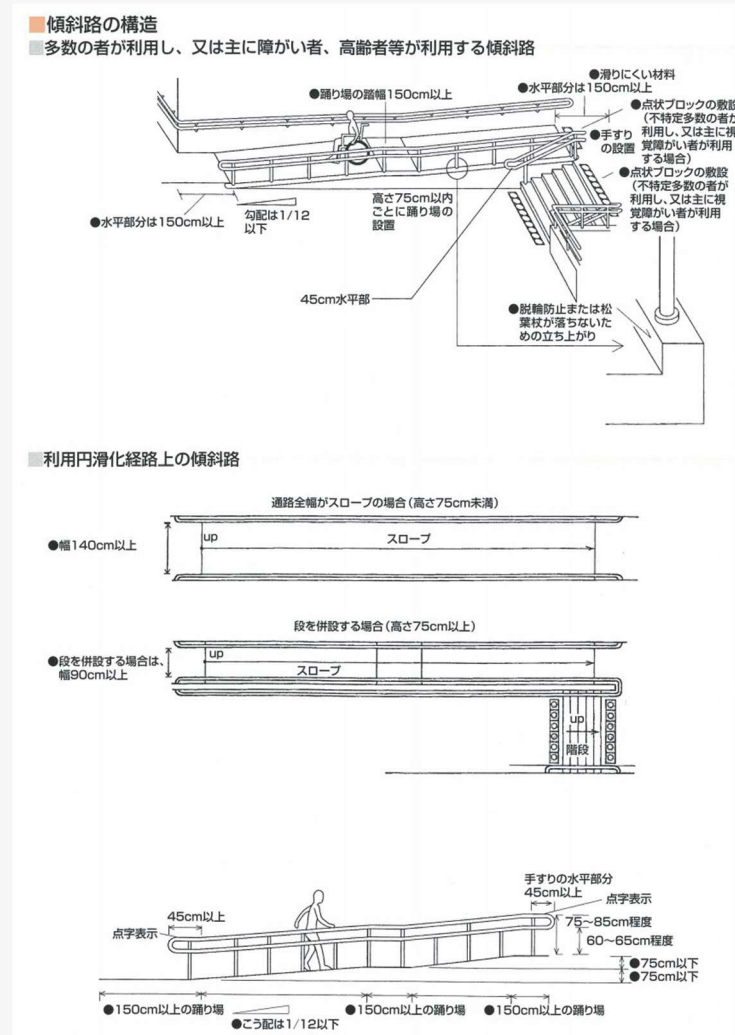
【小規模基準（500㎡未満）は幅90cm以上】
 【小規模基準（500㎡以上）は幅120cm以上】

※小規模基準については、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する

2 勾配1/12以下

【小規模基準は車椅子用可動型スロープを可とする】
 ※小規模基準については、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する

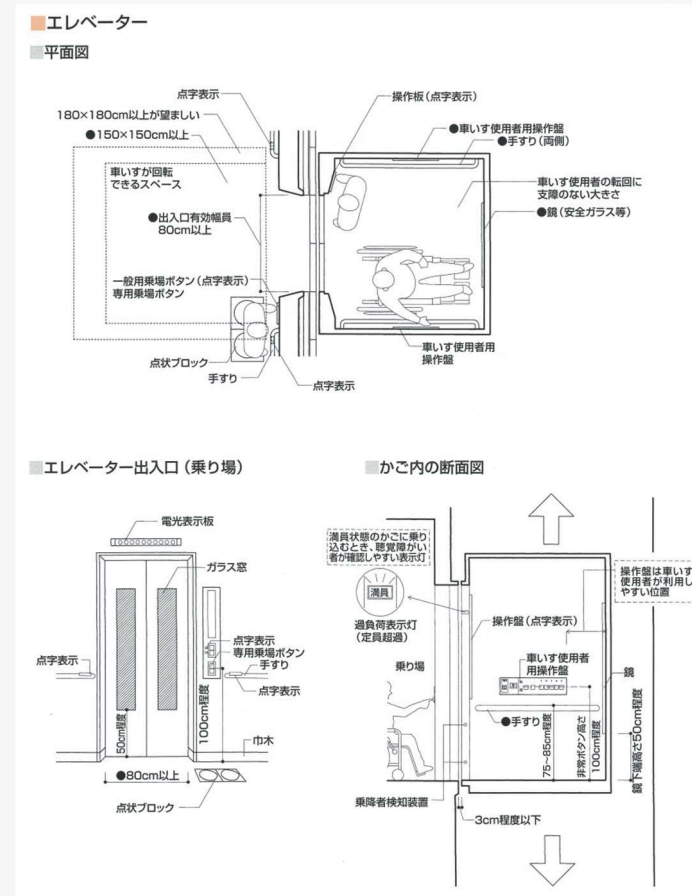
3 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場



5. エレベーター 利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー

整備基準

- 遵守**
- 1 出入口幅 80cm 以上
 - 2 乗降ロビー150cm × 150cm 以上（高低差なし）
 - 3 車いす使用者が利用しやすい制御装置
 - 4 かご内に停止予定階、現在位置の表示装置
 - 5 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置
 - 6 かごの両側に手すり
 - 7 かご内に鏡を設置（出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。）
 - 8 かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置
※自動車車庫・駐車場に設けるもの除く



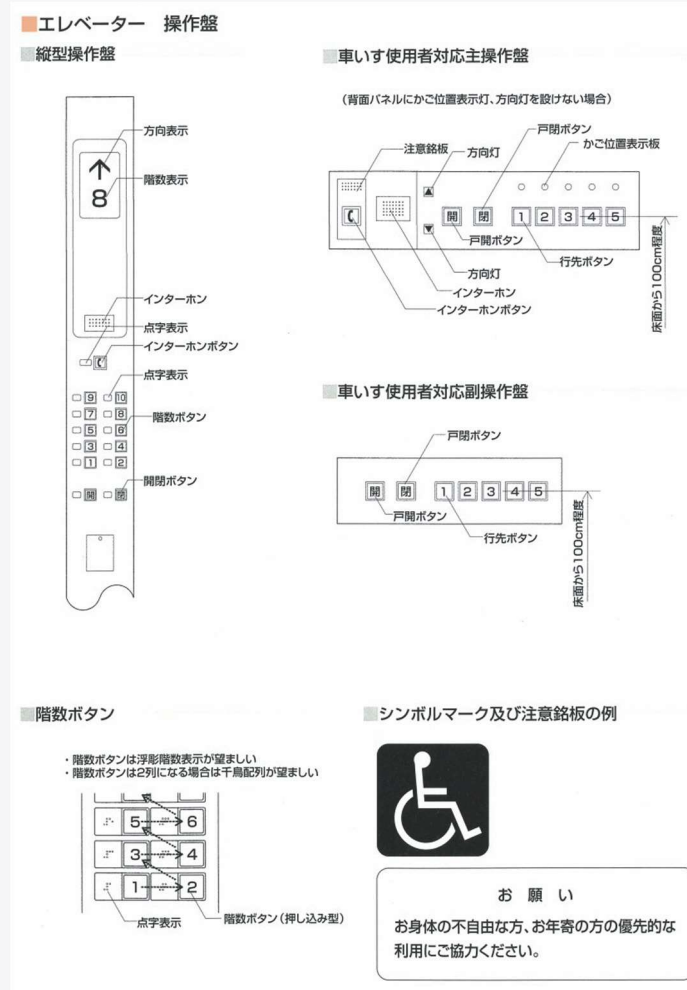
【2,000㎡以上の整備基準】 かごの床面積は1.83㎡以上 / かごは車いすの転回に支障がない構造（間口140cm×奥行135cm） / かごの奥行の内法135cm以上

【望ましい整備】 かご床面積2.09㎡以上とする / 出入口幅は90cm以上とする / 扉は車いす用操作盤に連動して開閉時間が延長されるものなど配慮する / 乗降ロビーは180×180cm以上 / 制御装置は高さ100cm程度 / かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車いす使用者の手の届く位置に設置する

5. エレベーター 利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー

整備基準

- 9 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置
※自動車車庫・駐車場に設けるもの除く
- 10 昇降方向の音声表示装置
※自動車車庫・駐車場に設けるもの除く
- 11 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック
※自動車車庫・駐車場に設けるもの除く
- 12 利用しやすいかごの大きさ

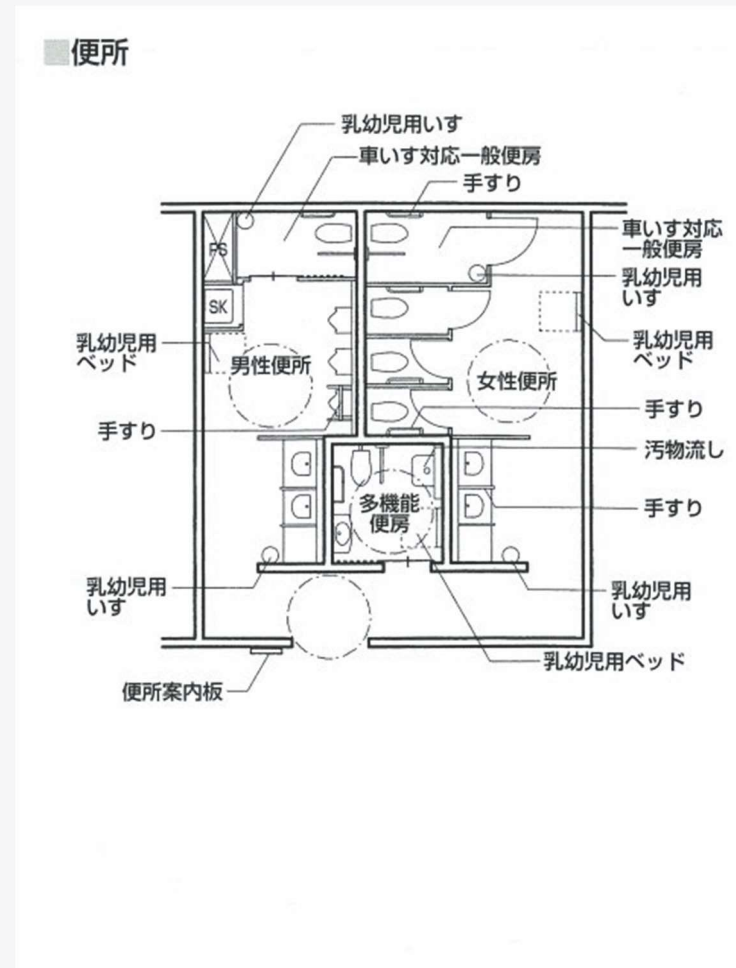


【望ましい整備】 表示装置は電子文字掲示板や、聴覚障がい者用モニター等非常時における聴覚障がい者への配慮を行う

6. 便所 (1) 便所を設ける場合

整備基準

- 遵守 1** 車いす使用者用便房を 1 以上設置
- 2** 車いす使用者用便房がある旨の表示
- 遵守 3** 段を設けない
- 4** 床面は滑りにくい仕上げ
- 5** 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内



6. 便所 (2) 車いす使用者用便所の構造

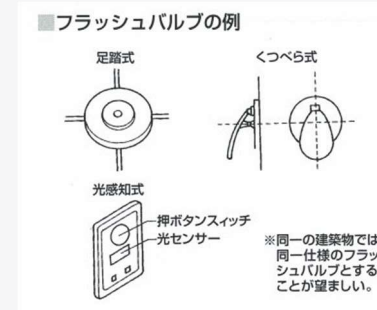
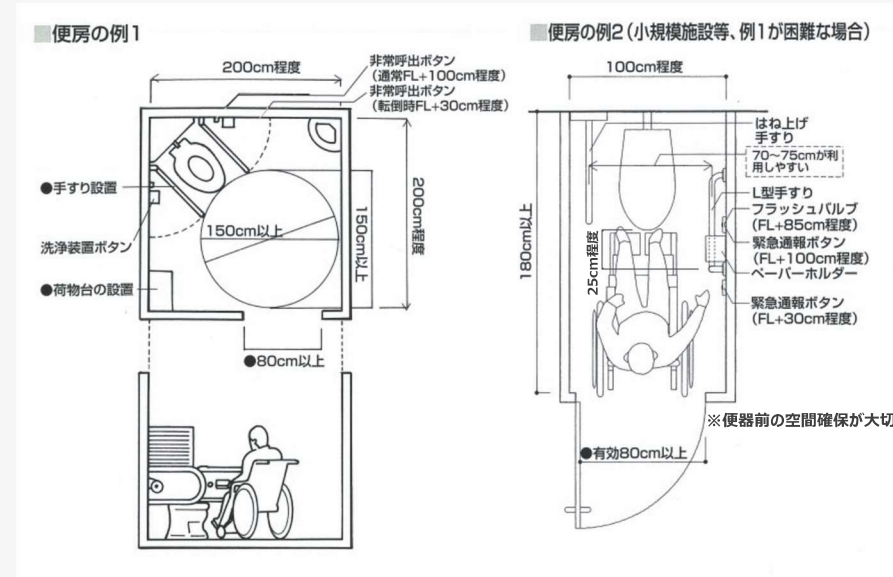
整備基準

- 遵守 1** 腰掛便座の両側に手すりを設置
- 2** 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置
- 遵守 3** 車いす使用者の利用に十分な空間の確保
 ※マニュアル95ページ「便所の例1」に示すもの
【小規模基準はマニュアル95ページ「便所の例2」】
 ※小規模基準については、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する
- 4** 洗浄装置は操作が容易なもの
- 5** 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置
- 6** 荷物台等を設置
- 7** 施錠・開錠が容易な施錠装置

【2,000㎡以上の整備基準】 乳児用いす又は乳児用ベッドを設置

【5,000㎡以上の整備基準】 オストメイト対応とする

【望ましい整備】 座面の高さは40～45cm程度 / 手すりの高さは65～70cm程度 / 出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける / 便所の広さは200cm四方程度 / 洗浄装置は腰掛けたまま操作できる位置で、両側に設ける / 非常呼出装置は転倒した場合にも利用できる位置 / 手荷物をかけるフックは車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設ける / 便房内に手洗い器を設ける / ペーパーホルダーは便器の両側に設置する / 手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため温水洗浄機を設置する / 汚物入れは手の届く範囲に一般より大きいものを設ける / オストメイトを設置し、温水が出るシャワーを設ける

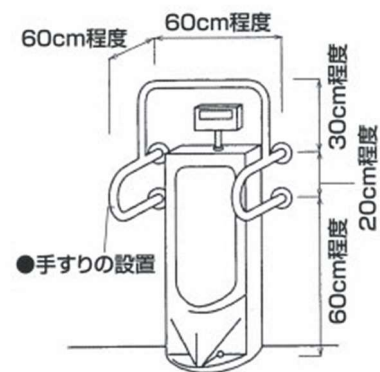


6. 便所 (3) 男子用小便器を設ける場合

整備基準

- 1 1 以上を手すりがある床置き式その他これに類する小便器

■ 床置き式小便器と手すりの設置例



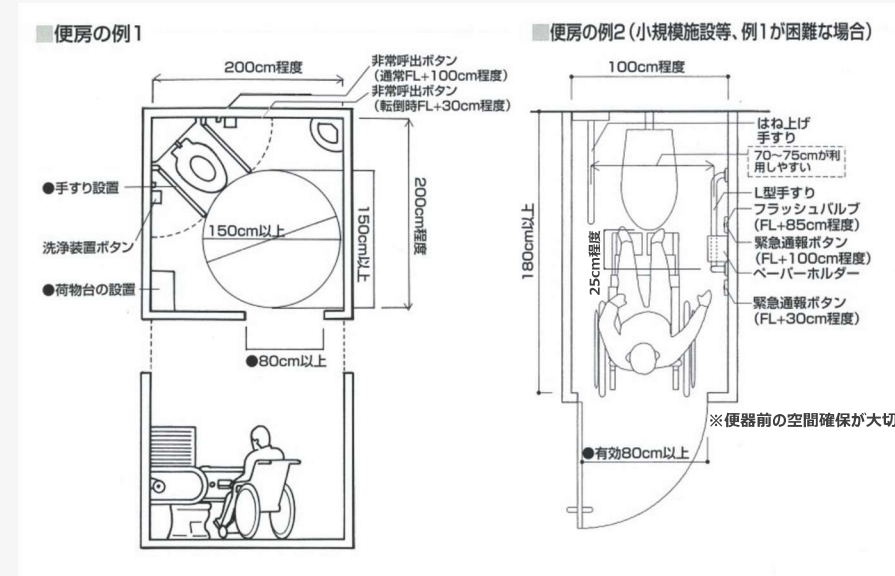
6. 便所 ※出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)

整備基準

- 遵守

1 出入口幅80cm以上
- 2** 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸
- 遵守

3 戸の前後に高低差がない（水平）
- 4** 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用
 全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる



7. 敷地内の通路

整備基準

- 1 滑りにくい仕上げ
- 2 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた

【望ましい整備】 主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける／ 細目タイプの溝ふたにあっては、スリット幅は1cm以下とする

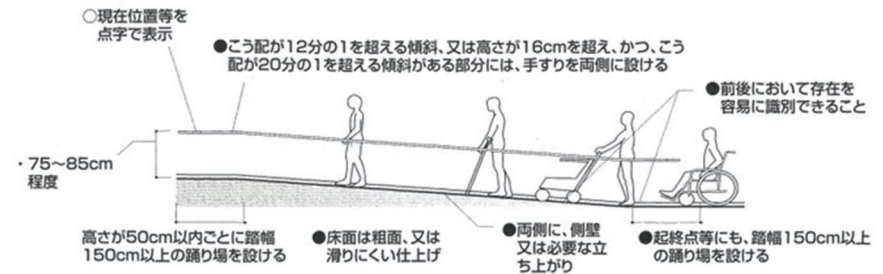
7. 敷地内の通路 段がある部分

整備基準

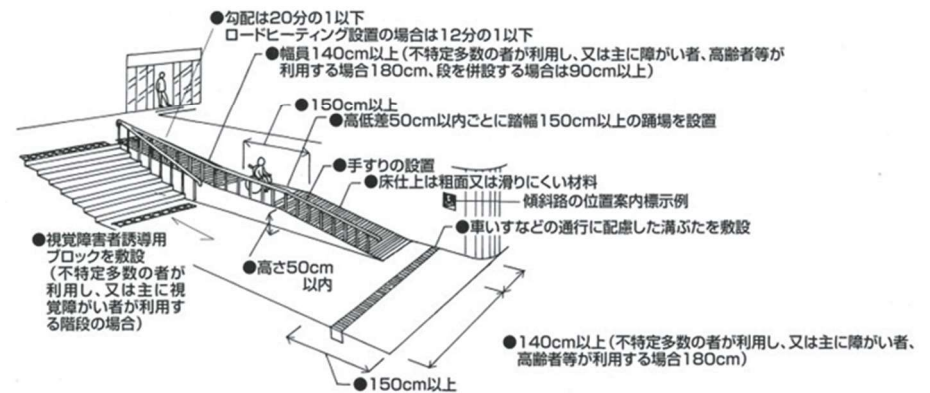
- 1 両側に手すりを設置
※手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示
- 2 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造
- 3 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり
- 4 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅

敷地内の通路の構造

■ 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路



利用円滑化経路上の敷地内の通路



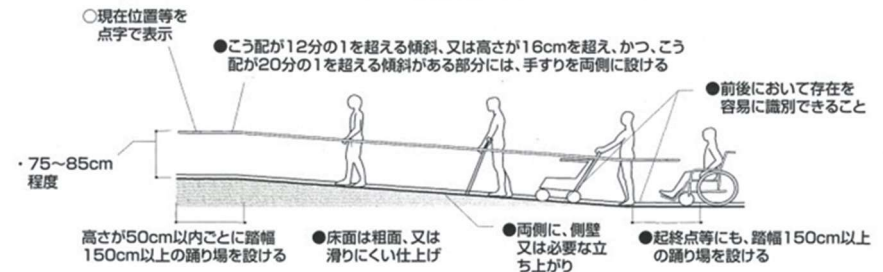
7. 敷地内の通路 傾斜路

整備基準

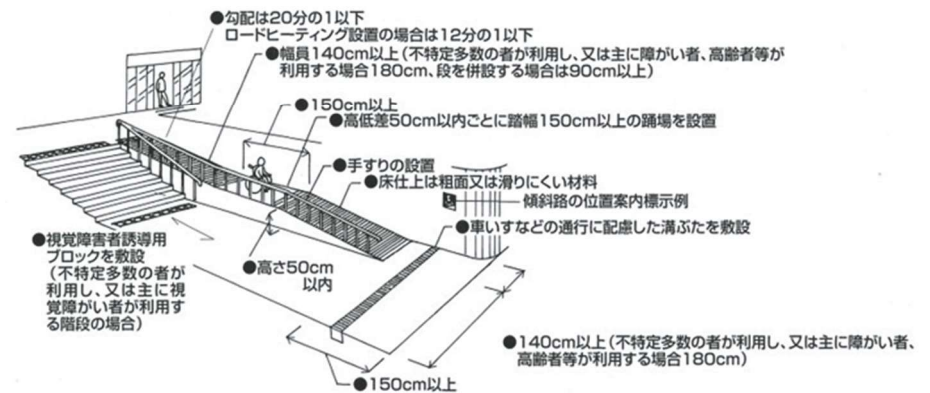
- 1 傾斜（こう配 $> 1/12$ 、又は高さ $> 16\text{cm}$ かつこう配 $> 1/20$ ）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置
※手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示
- 2 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色
- 3 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分
- 4 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり

敷地内の通路の構造

■ 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路



利用円滑化経路上の敷地内の通路



【望ましい整備】 ひさしや消融雪装置を設置する／ 傾斜路の下端は、車通行路と交差しないこと

7. 敷地内の通路 (1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路

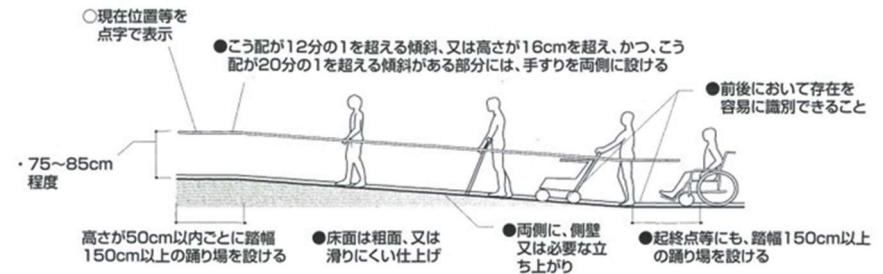
整備基準

- 遵守 1** 幅180cm以上
 【小規模基準（500㎡未満）は幅90cm以上】
 【小規模基準（500㎡以上）は幅120cm以上】
 ※小規模基準については、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する

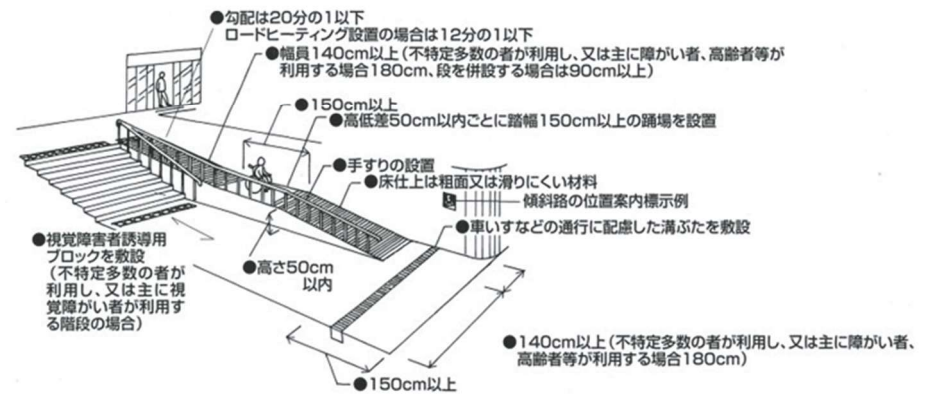
- 2** 戸は、1.出入口の②③④の構造

敷地内の通路の構造

■ 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路



利用円滑化経路上の敷地内の通路



【望ましい整備】 歩道と敷地の境界は平坦にする／ 通路と車路が接する箇所には、歩行者の安全確保のため、安全策を設ける／ 通路と車路を交差させないこと

7. 敷地内の通路 (2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路

整備基準

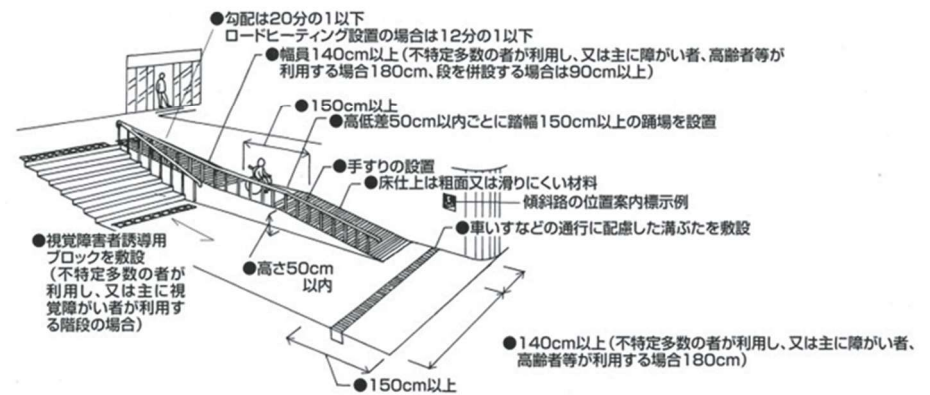
- 遵守 1** 幅180cm以上
 【小規模基準（500㎡未満）は幅90cm以上】
 【小規模基準（500㎡以上）は幅120cm以上】
 ※小規模基準については、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する
- 遵守 2** 勾配1/20以下（消融雪装置設置の場合1/12以下）
 【敷地狭い場合、段差16cm以下までは勾配1/8以下】
 【敷地狭い場合、車椅子用可動型スロープを可とする】
 ※敷地が狭く、整備基準の遵守が困難である場合に限り適用する
- 3** 高さ50cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場

敷地内の通路の構造

■ 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路



利用円滑化経路上の敷地内の通路



【望ましい整備】 消融雪装置を設ける場合は勾配を1/15以下とする

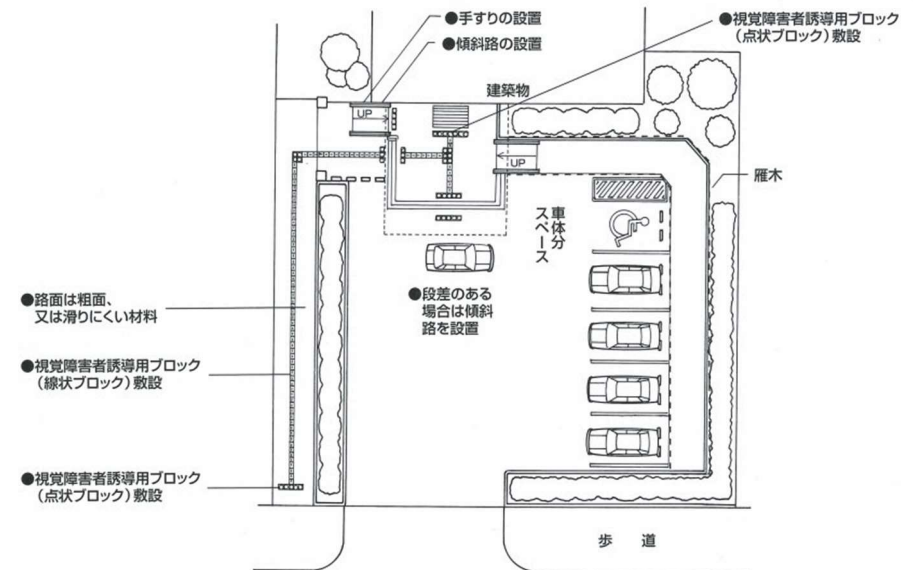
7. 敷地内の通路

(3) (自動車車庫・駐車場を除く) 案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路の1以上、案内設備を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の1以上

整備基準

- 1 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備
- 2 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック（警告ブロック）を敷設
 - ※車路に近接する部分
 - ※段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分（こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16\text{cm}$ かつこう配 $\leq 1/12$ の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。）

■ 視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路
(歩道から外部出入口までの誘導、車路に接する部分の整備例)

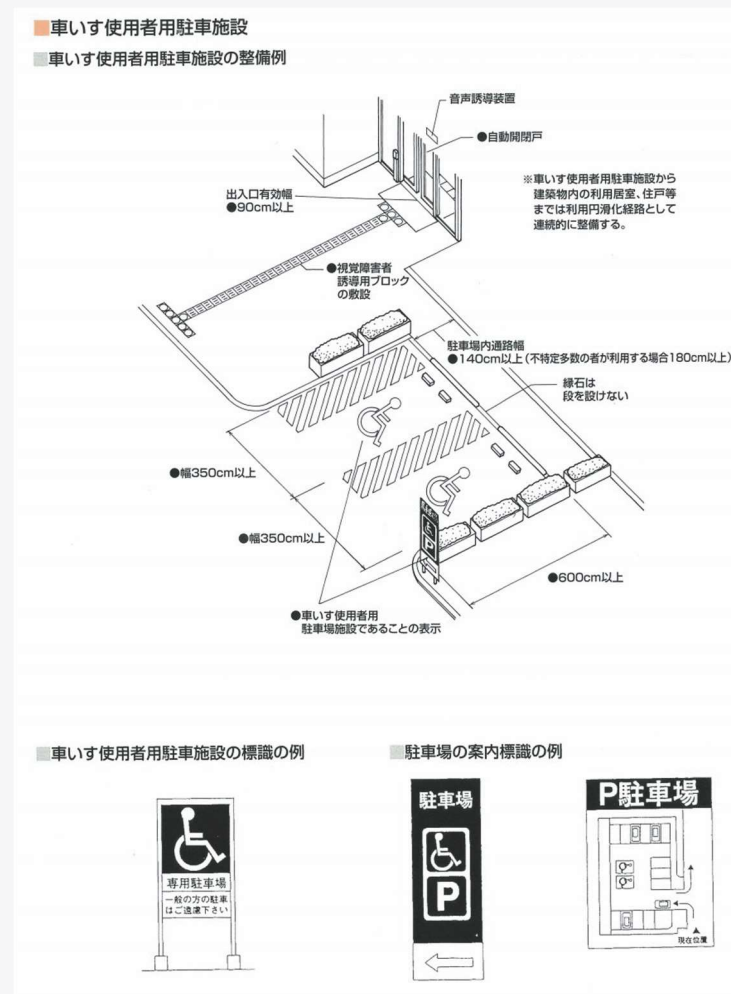


【望ましい整備】 線状ブロックは道路の真ん中より少し端に寄せること

8. 駐車場

整備基準

- 1 区画は1以上（駐車区画総数が100を超える場合は、1/100以上）設置
- 2 幅350cm以上、奥行き600cm以上
- 3 利用居室又は建物出入口に近いところに設置
- 4 当該部分又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示
- 5 駐車場の出入口付近に、車いす使用者用区画がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導



【望ましい整備】 全駐車施設数200台以下の場合⇒全駐車台数×1/50以上／ 200台超えの場合⇒全駐車台数×1/100+2以上／ 場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける／ 立体駐車場や地下駐車場では、エレベーター付近に設置する

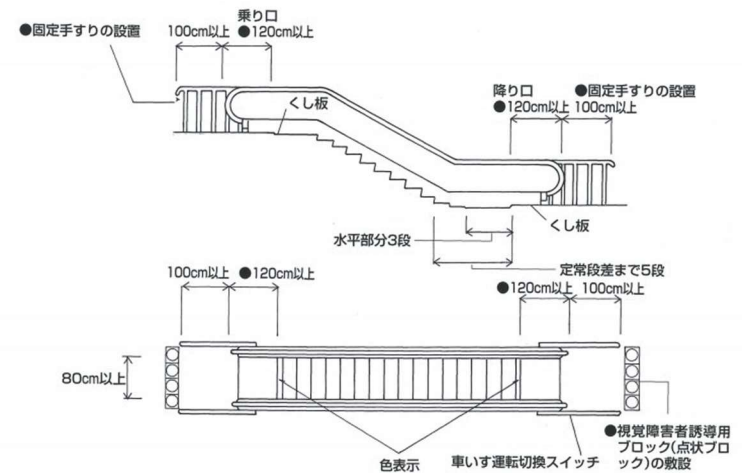
9. エスカレーター

整備基準

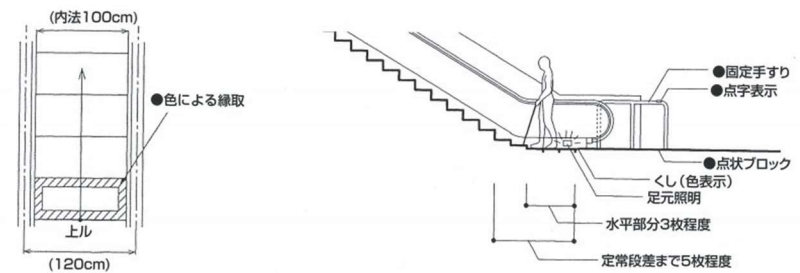
- 1 移動手すりの水平部分 120cm以上、これと連続する固定手すり
- 2 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ
- 3 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく
- 4 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示

■ エスカレーターの整備

■ エスカレーターの整備例



■ ステップ部の縁取りの例

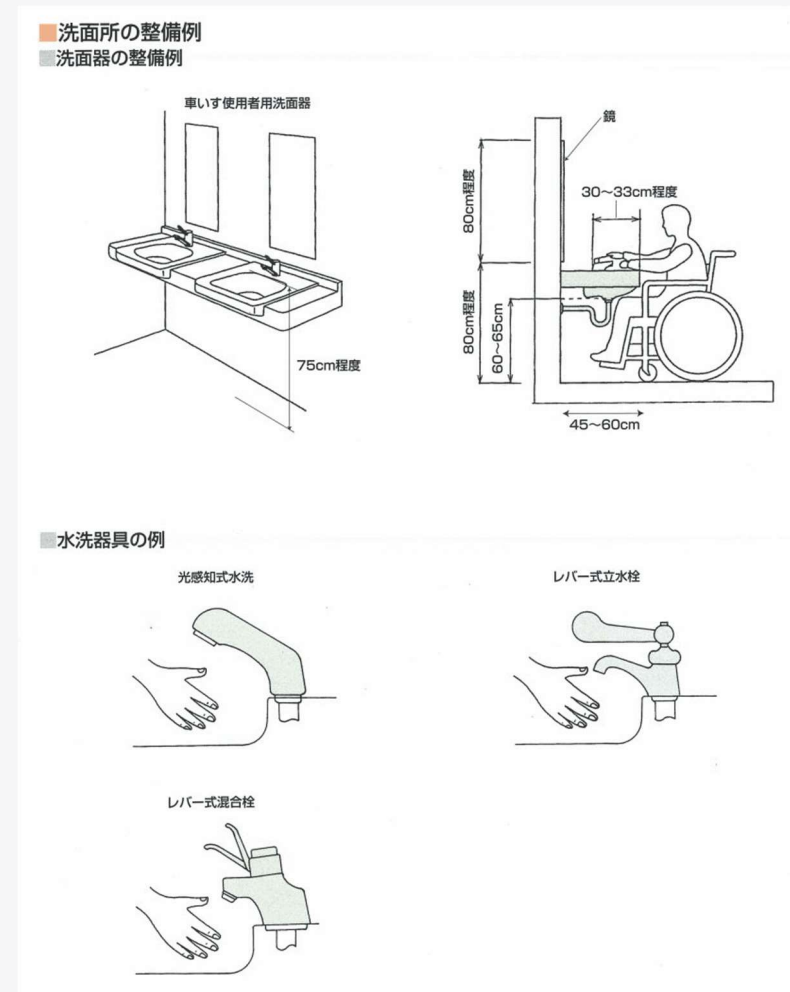


【望ましい整備】 乗降口に隣接したステップの水平部分は、3枚以上とする / くし板の歯は薄くする / 幅100cm程度とする / 定常段差までのステップは5枚程度とする / 昇り下り両方向のエスカレーターを設置する

10. 洗面所

整備基準

- 遵守** 1 段を設けない
- 2 床面は滑りにくい仕上げ
- 3 車いす使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡
- 4 手すりの設置
操作しやすい水栓器具

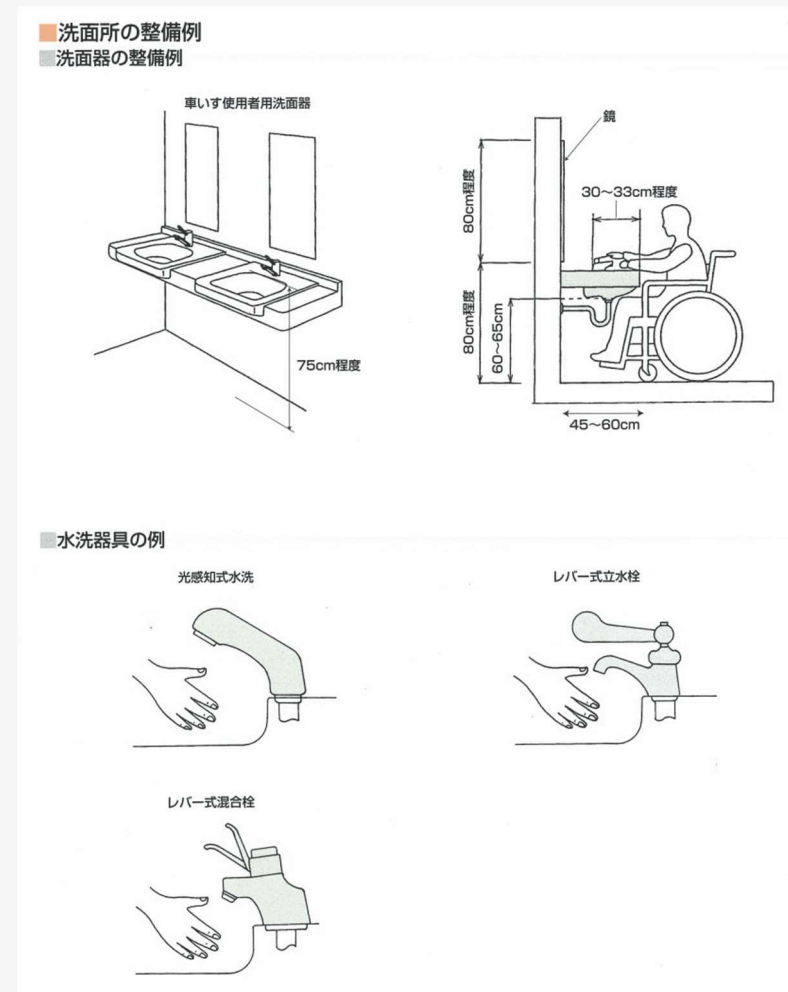


【望ましい整備】 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること／ 洗面器の下部に高さ65cm、奥行き55cm程度の空間を設ける／ 鏡は洗面器上端から設置する／ コンセント等の位置は、車いす使用者等の利用に配慮する

10. 洗面所 出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)

整備基準

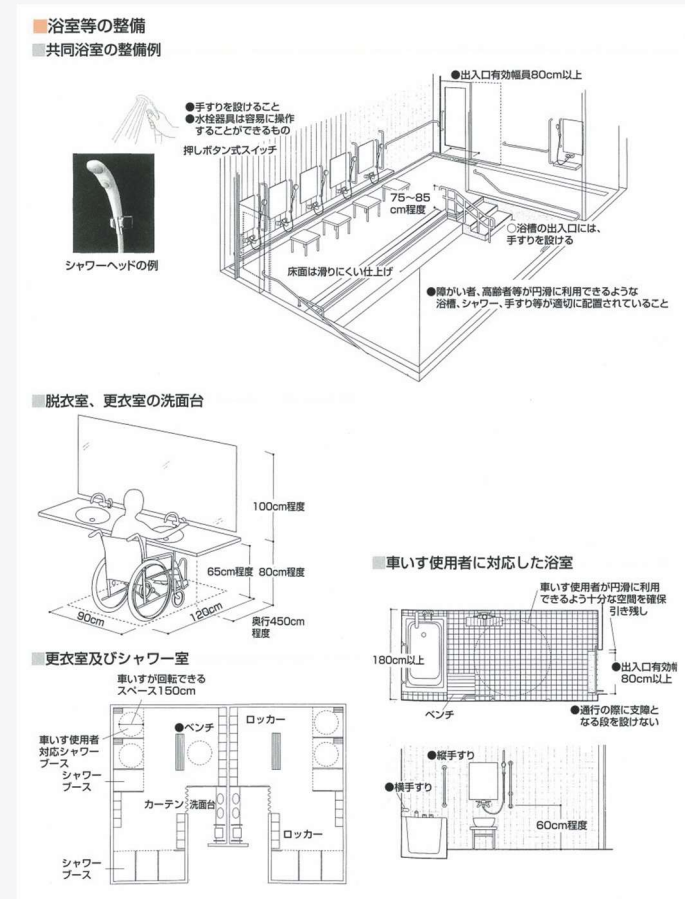
- 遵守 1** 幅80cm以上
- 2** 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸
- 遵守 3** 戸の前後に高低差がない（水平）
- 4** 戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用
全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる



11. 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室 病院、公衆浴場に設けるものの1以上

整備基準

- 遵守 1** 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。
- 2** 床面は滑りにくい仕上げ
- 3** 必要に応じ、手すりを設ける
- 遵守 4** 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保
- 5** 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの
- 6** 浴室・シャワー室にイスを設ける
- 7** 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具
- 8** 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ
- 遵守 9** 利用円滑化経路の出入口は、出入口幅80cm以上、1.出入口の②③④の構造

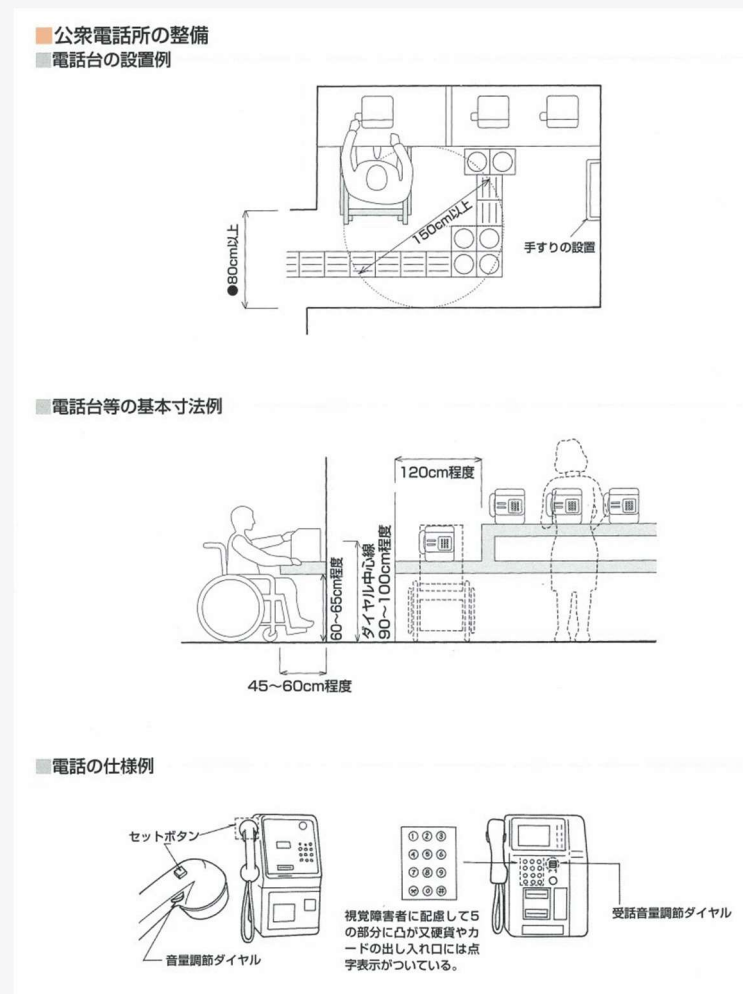


【望ましい整備】 水栓器具の冷温水の区分は点字でも表示する / シャワーは原則としてハンドシャワーとしシャワーヘッド掛けを上下2カ所に設けるか可動式とする / 脱衣ベンチは床面から高さ40～45cm程度とし移乗台と連続して設置する / 非常用ボタンを設置し点字表示を併用する / ロッカーの高さは車いす使用者に配慮し、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する / 脱衣ロッカーは補装具（義手・義足・つえなど）を入れるため大きめのものを設ける

12. 公衆電話の設置場所 公衆電話を設ける場合

整備基準

- 遵守 1 出入口幅 80cm 以上
- 2 開閉しやすい戸
- 遵守 3 通過に支障となる段を設けない
- 4 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部の空間
- 5 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機

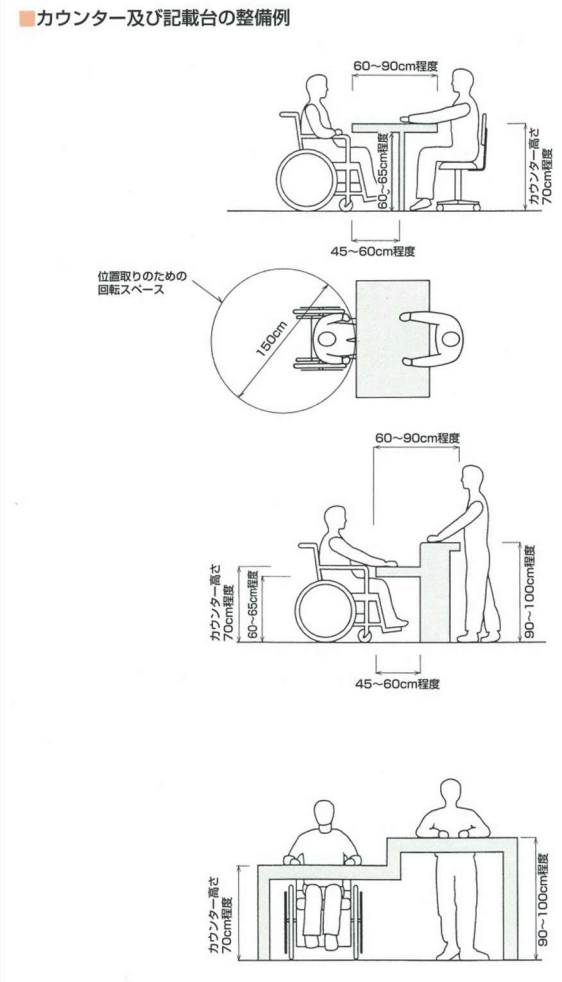


【望ましい整備】 金銭投入口等は、点字表示する／ つえ使用者などの利用を考慮し、身体を支える手すり又は壁面を電話台の両側に設置する

13. カウンター等 カウンター・記載台を設ける場合、1以上

整備基準

- 1 車いす使用者が利用しやすい高さ、下部に空間



【望ましい整備】 立位のカウンターは、身体の支えとなるように台を固定する

14. 案内設備 案内設備を設ける場合

整備基準

- 1 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮
- 2 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置
- 3 案内用図記号は、できる限りJISに定めるもの
- 4 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮
- 5 音声、文字等により呼出しを行うもの
※呼び出しを行う案内設備の場合



【望ましい整備】 玄関付近には、見やすい位置に案内板を設置する

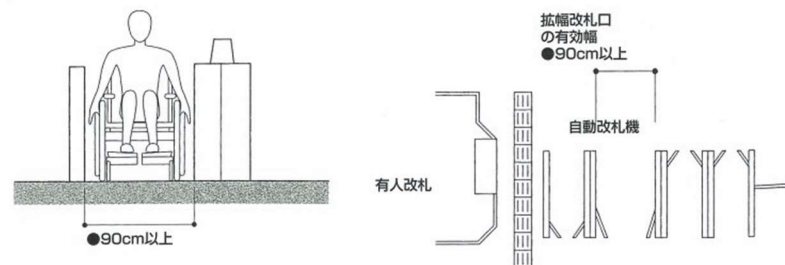
15. 改札口及びレジ通路 設ける場合、1以上

整備基準

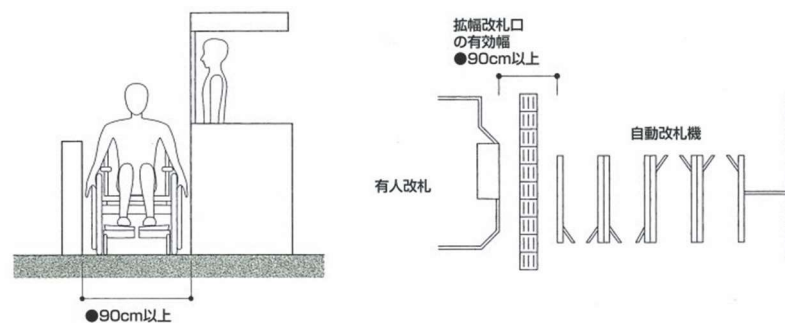
- 遵守 1** 幅 90cm以上
- 遵守 2** 通過に支障となる段を設けない
- 3** 床面は滑りにくい仕上げ
- 4** 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設

改札口等の整備

自動改札の例



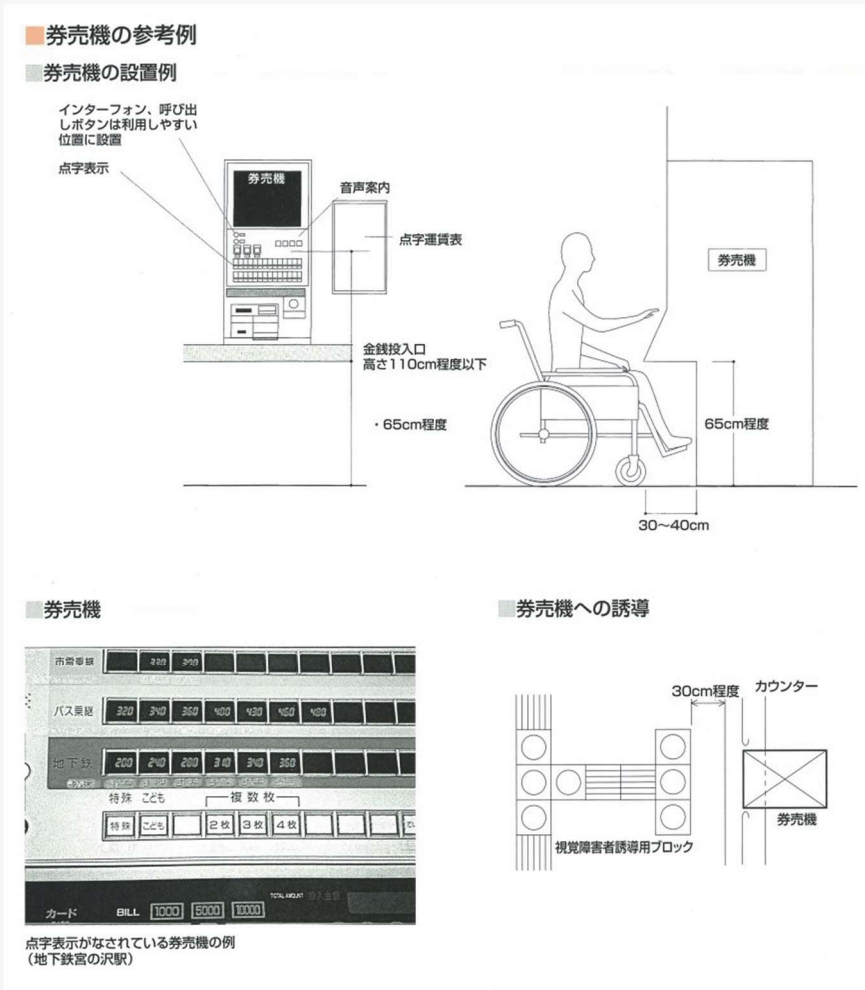
有人改札の例



16. 券売機等（券売機、自動販売機、現金預入・支払機） 設ける場合、1以上

整備基準

- 1 利用しやすい位置
- 2 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間
- 3 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は利用しやすい構造
- 4 視覚障害者が利用しやすい券売機等を設置する場合、視覚障害者誘導用ブロックを敷設



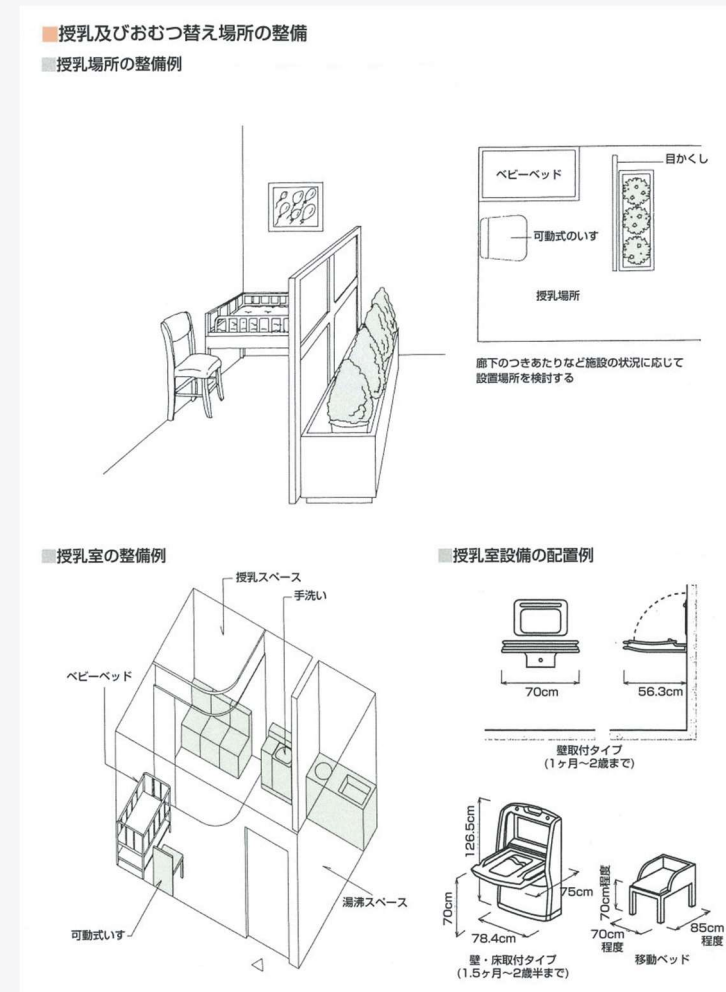
【望ましい整備】 金銭投入口は、高さ100～120cm程度とする／ 視覚障がい者が利用しやすいように金銭投入口、運賃ボタン等を点字で表示し、音声案内装置を併用する／ 料金等を点字表示する／ 現金自動預入・支払機等の操作部は、視覚障がい者の利用に配慮し、タッチ式以外のものとする

(一社) 北海道建築士会札幌支部

17. 授乳及びおむつ替えの場所

整備基準

- 1 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置
- 2 ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示

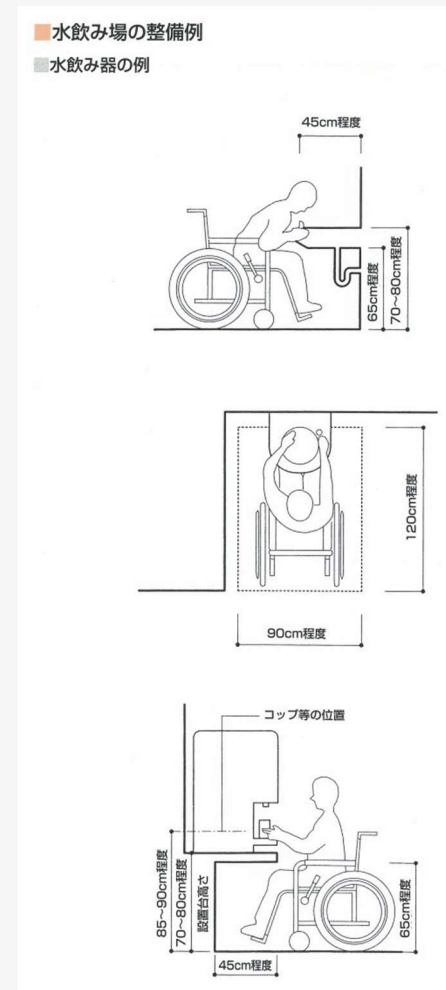


【望ましい整備】 おむつ替えの場所は、男女ともに利用できる場所に設置する

18. 水飲み場 設ける場合、1 以上

整備基準

- 1 利用しやすい位置
- 2 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間
- 3 操作しやすい水栓器具
- 4 床面は滑りにくい仕上げ



【望ましい整備】 右からでも左からでも接近しやすいこと／ 高さ65cm程度、奥行き45～60cm程度のスペースを設ける

19. 視覚障害者誘導用ブロック

整備基準

- 1 原則JISに定める形状
- 2 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色
- 3 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある
- 4 できる限り直線的に、連続的に設置
- 5 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設

■ 視覚障害者誘導用ブロックの標準的敷設例

